

## 平成16年度第1回環境技術実証モデル事業検討会議事要旨

1. 日 時 平成16年6月24日(金) 13:00～15:00

2. 場 所 環境省第2会議室

3. 議 題

- (1) 平成15年度実証結果の報告について
- (2) 各分野の進捗状況について
- (3) 平成16年度の対象技術分野の追加について
- (4) 平成17年度以降の事業実施の方向性について
- (5) 今後の検討スケジュールについて
- (6) その他

4. 出席者

検討員：安井 至座長、有菌幸司検討員、木村光政検討員、柿沼伸二検討員、岸川浩一郎検討員、佐土原聡検討員、長谷川猛検討員、藤田正憲検討員、森 武昭検討員、小林康男検討員、坂本和彦検討員、森田昌敏検討員、松尾 明検討員

環境省：松本総合環境政策局長、齊藤環境研究技術室長、徳永環境管理技術室長 他

5. 議 事

総合環境政策局長による挨拶の後、今回より新たに就任した3名の検討委員について、事務局より紹介。その後、安井座長により議事に沿って進行。

(1) 平成15年度実証結果の報告について

事務局より、資料1、資料1-1及び1-2を用い、平成15年度の酸化工チレン処理技術分野及び小規模事業場向け有機性排水処理技術分野の実証結果について報告した。その後、それぞれの分野別ワーキンググループ座長より補足説明の後、以下の質疑応答があった。

【岸川検討員】環境技術に関して、一定の条件を合わせて横並びに評価をするというケースは、海外ではそう珍しくないが、国内ではほとんどなかった。ユーザーからすると、どこまで本当かを評価しづらかったが、今回実際にこれを見ると、直感的に非常にわかりやすく、特徴その他がよく整理されている。こういったことが今後の環境技術の紹介のあり方に、大きないい意味での影響を与えるのではないかと期待。

【安井座長】先程の説明で、条件については必ずしも同じではないということだったが、まあ条件は違っても大体比較可能という程度だったのか、そうでもないのか。

【藤田検討員】東京都の場合は、いわば一実証機関で行われたということから実験の条件が横並びになっているのに対して、排水処理では実証機関が3つあったということ。また、その開発技術につい

て、実証のいわば場所というのが必ずしも同一ではなかったということ。そこが、横並びにすることが非常に難しかった理由。例えば、給食弁当製造、大学の食堂、レストランの排水とかで、場所も違うし、実証の技術によっても少しずつ違ってくる。一応は、日間の水質、水量の変動といったデータを並べているし、それに対してどのような形で処理が行われたかを示したということで、必ずしも各技術が同じ排水を使っているわけではないが、この排水についてはこれだけの成績が得られたというふうには読めると思う。

## (2) 各分野の進捗状況について

事務局より、資料2-1から2-6及び参考資料5を用いて、平成16年度の各分野の進捗状況について報告した。その後、各分野別ワーキンググループ座長からの補足説明の後、以下の質疑応答があった。

【安井座長】有機性排水の分野で、昨年やっておられた石川県がおりたのは何か事情があるのか。

【事務局】1つは、石川県で応募してきそうな事業者が実質的にはないのではないかとということがあった。また、全体枠として見ても、有機性排水処理全体として何技術ぐらいやれるかといった中なるべく多くの自治体に参加してもらってはいるが、自治体数は5つにふえており、従って1自治体当たりの処理技術の件数が非常に少ない形になってしまっていることもある。

## (3) 平成16年度の対象技術分野の追加について

事務局より、資料3を用いて、平成16年度対象技術分野の追加について提案した後、以下の質疑応答があり、本提案について了承された。

【藤田検討員】旅館業でほう素は使っているのか。

【事務局】ほう素は温泉水に含まれている。水質汚濁防止法においては、温泉旅館として使った温泉水を公共用水域に排出するときに、水質汚濁防止法の排水基準を超えている場合は規制の対象となる。

【藤田検討員】個人的には何となく腑に落ちないところがあるが。

【事務局】ポーリングして温泉水を出すというのは、それは人為的なものだという理由である程度理解があるのだが、自然湧出のものについては若干そのような意見も出ているのは事実。ただ、今現状としては、先ほどの説明のとおり、規制の対象として考えている。

【藤田検討員】水処理の専門的な意見でいくと、例えば温泉水も生活排水と一緒に混ぜてしまっている場合には、こういう簡単な方法は難しいのではないかという気がする。旅館業は相当生活排水としては排水量が大きい。つい一緒にまぜてしまうと、系統としては楽だからそのまま流れるが、恐らく今度はこのような簡単な処理法というのは多分適用できないと思う。BOD等が非常に高く、量的には多くないほう素がまざっているというのが、技術としては相当厳しいと思う。そうすると、一旦浄化槽等で処理をした後、これを後付けにするという、そういう発想でいかないと難しいのではないか。多分そういうふうなことを想定されているのだと思う。

【事務局】ご指摘のとおり。

【藤田検討員】 ごちゃまぜでもできるというのがあるかもしれないが、普通にはそういう方法はもうないだろう。

【安井座長】 とにかく少なくとも旅館が簡単につけられるような技術が余りいいのがないことは事実。昔から天然でほう素が多いのを売り物にしているのだったら、それはいいのではないかという話もあるが。結構濃いところは濃くて30倍ぐらいなんていうのがある。

【木村検討員】 例えば事業活動を伴わないで、そのまま源水を使っていれば、それは見方によれば事業活動だという認識をされるのだろうが、全然旅館業の人は使っていないにもかかわらず、規制がかかってしまうというのは矛盾。そうすると、源水のところで排水にしない前に、その処理をする技術というのは考えられるか。排水を対象とした技術ではなくて、もともとあるものを排水にする前に。そうすると、温泉の効用が下がってしまうのかもしれないが。

【柿沼検討員】 温泉水の安全衛生上の問題で、循環をしないといけないというのが話題になっている。源水のまま流すのが本当は理想だけれども、それは厚生労働省が反対しているということで、旅館業で大きな問題になっているが、処理のあり方というものはこれとも関連する。

【松尾検討員】 これは旅館業だけではなく、例えば地下水とか、あるいは海水とか、利用しているところでほう素が基準を上回るようなところはたくさんあると思うのだが、そういうものも一応対象にはするのか。

【安井座長】 海域はもともと除外。海水のほう素含有量が非常に高いので。

いろいろなご議論があったが、平成16年度対象技術分野の追加としてお認めいただいたということでしょうか。

(反対意見なし)

【安井座長】 それでは、分野別ワーキンググループを立ち上げていただき、実証に向けて準備を進めていただく。

#### (4) 平成17年度以降の事業実施の方向性について

事務局より、資料4を用いて、17年度以降の事業実施の方向性について説明した後、以下の質疑応答があった。

【安井座長】 2年間やってきた、いわば試行的な部分があるが、それをだんだん拡大していく場合の国の費用はいつまでも出ないので、どこからどこまでを国が費用負担していくということは非常に大きな問題。

【森検討員】 実証機関が地方公共団体の場合には、大体人件費は地方公共団体持ちだと思うが、公益法人とか非営利法人が実証機関になった場合、その人件費というのは、恐らくこの案でいけば、ユーザーが負担するとなると相当大きくなると思う。そこらのところは何か兼ね合いを考えておかないと、地方公共団体がやるときは比較的人件費かからないから安いと。NPOやなんかがやると人件費も全部負担する、相当な金額になると思う。そういうところの整合性はどうか。

【事務局】 国がどこまでを負担すべきかについては、次回には標準的な費用というものを、どの程度になるかというものを試算してみたい。地方公共団体が実証機関になる場合と、民間団体になる場合の差については、地方公共団体の方が手数料という形で、いろいろな試験で費用をいただく場合には、職員の人件費というのを含めた形で費用を算定するということになると思うので、逆に言うと費用の差が非常に小さくなる、そんなような傾向になっている。

【安井座長】 その地方公共団体としても、やはりある企業からのその申請に基づいて実証試験をやるということは、それはその地方税で動いているとすると、何かその範囲内かなと言われるとどうかなという気もするから、多分費用は独立で通るということになるのではないかな。多分そうしないと、住民への説明責任も果たせないような気もする。

【藤田検討員】 1つは、環境省がどこまでかわるのかということとをしっかりと、何か言っていたかかないと、なかなか難しいのではないかな。例えば対象技術分野について選定するについても、環境省がオーソライズしないと、分野がどんどんどんどん広がっていったというのが1つ考えられる。

もう1つは、一番後ろのアウトプットであるデータベースは環境省が当然ながら、少なくとも何年間かは必ずこれを運用していただかないといけないうだろう。多分それがオーソライズしているというか、実証という意味の意味づけではないかな。

実証機関については、個人的にはむしろ公共団体の方が望ましいのではないかなと思う。NPOも含めて考えると、民間あるいは財団法人、なども考えていかれるのか、そこはもうちょっと議論していただければというふうに思う。

それともう1点、対象分野によって、簡易測定などのように持ち込めるものと、有機性排水のような大きな装置で設置するのにお金がかかるものとの違ってくるのかなというふうな気がする。

【森田検討員】 今の対象技術分野というのは、実はそれぞれが技術であって、分野というほど大きくなっていない感じもする。それぞれ技術がこれからどんどんふえてくると思うので、この分野という言葉と、その分野の下にある作業グループと、対照構造に示す必要がそのうち出てくるかなと思う。そうしないと、分野がそんなにたくさんあるのか、とか、おさまりがつかなくなってくる。例えば、酸化エチレンの処理技術とVOCの処理技術を、ガス状有害物質処理技術分野の下におさめる、など。次の機会があったときには、少しわかりやすい整理の仕方を考えていただきたい。

【坂本検討員】 実証技術を選ぶ場合に、行政施策的に急がなければいけないようなものと、それから、いわば市場的にある程度期待できるようなものとはやはり違って、行政が持ち出しの予算も、そういうところでの区別というの、やはり相変わらず今後もあり続けるのかなという気もする。単純になるべくならば費用負担は減らしたいのだけれども、いわば急遽対策をしなければいけないようなものが行政施策的に出てくる。そういうときと、それから通常の流れの中でやるものと、やはり二通りに分けて考える必要がある。

【小林検討員】 国側の負担は2年が限度、というターゲットが決まっているが、どうしてそういうふうになるのか。

【安井座長】 2年間は試行期間であって、それでとにかく3年目以降、立ち上がるように2年間で

十分な準備を行うと。2年間やれば一応技術的にも確立するだろうから、3年目は、それから先はどちらかというとな民活みたいな格好で、自主的にそれを進めることをねらって。

【事務局】このモデル事業自体が5年間の予定で、つまり5年間はある程度の予算の措置が確保できる。つまりその5年間のうちで、環境技術の実証という制度をいろいろなパターンで試して確立するというスキームになっている。従って、できるだけその5年間に多くの分野で実証試験ができるようにしたいということで、方向性としては、対象技術分野をできるだけ拡大していきたい。また、1年の実証で制度が確立するとは言えないので、少なくとも2年間はしっかり国もフォローしながら予算を出していきたい。指摘のように、それを2年間やるのか、3年間やるのかというのは、最後は行政判断になってくるが、そこはこの事業をどれだけ対象にやるのか、あるいは5年目以降どうデザインするのかということをお案しながら、大体今のところ2年間やって、あとは基本的にできるだけ独立させながら、3年目以降は、さらに新しい分野の立ち上げから始めて、追加していく。そちらにできるだけ予算の配分としては重点を置きたい。

【安井座長】例えば、認証のような考え方はどうか。認証を受けた機会には何かラベルのようなものが張れるとか、そういうようなものもあると、商業上の効果も出てくる可能性も。そういったことまで考えれば、多少の広がりもあるかもしれない。次回は環境省側からもう少し核としたがっちりしたコンセプトが出てくると思うので、その場でまたご議論をいただければと思う。

最後に、17年度に何かスタートすべき分野のご提案があればうかがいたい。

【藤田検討員】悪臭というのは意外と広くは問題にはならないのだが、実際に排出しているところは結構厳しいにおいも出ている。また、意外と、法の盲点でもある。境界だから、みんな知らん顔している。そういうニーズはないと言われたら、それまでだが。

【事務局】次回またフォローさせていただくが、しっかりした実証の仕組みはないものの、書面で評価して、それをガイドブックみたいな形で出すという事業が省内でやられている。また次回以降紹介させていただいて、それで足らなければ、事業としても検討する。

【岸川検討員】都市部の事業者の方から相談されることの1つに、屋上緑化の問題がある。関心がある事業所においては、かなり前から導入しては失敗し、導入しては失敗している。いろいろなものが提案されているが、ちょうど食品廃棄物のリサイクルマシンと同じで、評価方法その他がきちんとしていないために、採用しづらいと。その辺がまだはっきりしていないようであれば、この事業で取り上げる課題か。

【藤田検討員】湖沼をターゲットにされているというのをちらっと言われた。植物を使った浄化というのは、実はビジネスとしては相当大きいのだが、ほとんどいい加減。もうフィーリングだけで、草が生えているから、まあきれいになっている。これはできるかどうか分からない、現実には。

【事務局】屋上緑化の話については、ヒートアイランド対策をやったときに、事務局で議論したことがあるが、いわゆる後付装置のような形になじまないのかなというのが1つあった。もともとやはりビルの屋上を緑化するというのだと、もうある大きなビルをつくったときに、ビルそのものをどういうふうにつくるかという、そのコンセプトから入ってしまう形になってしまうのかなと。したが

って、非常にヒートアイランド対策として有効な技術の1つだと私は認識しているのが、このモデル事業として取り上げ得る技術として扱い切れるのかどうかという、そこら辺で踏ん切りがつかなかったというのが本音。

【佐土原検討員】 何を目的に屋上緑化をやっているかとか、やりたいかというところもかなり多様。ヒートアイランドというのは、今かなり注目はされているが、そのほかの複合的な機構、役割みたいなものが期待されていて、ヒートアイランドとしての機能はコスト的に見たらどうなのかという疑問視もされていたりする。

(5) 今後の検討スケジュールについて

事務局より、資料5を用いて説明。

(6) その他

事務局より特に提案事項はなし。

(了)